

KIFA

香取市国際交流協会

Katori International Friendship Association

定期総会

議案第 1 号

令和 3 年度 香取市国際交流協会の事業報告について

令和 3 年度に香取市国際交流協会が実施した事業について、次のとおり報告する。

言語学習部会

通 年	日本語教室（毎週日曜日、佐原中央公民館で開催）
※新型コロナウイルス感染症の影響 で休止の期間あり	中国語教室・太極拳（毎週土曜日、佐原中央公民館で開催）
年間 10 回	日本語ボランティア養成講座の開催

交 流 部 会

令和 3 年	
11 月 6 日（土）	英語でウォーキング（香取神宮）
12 月 4 日（土）	英語でクラフト体験（切り絵体験）
令和 4 年	
1 月	英語でバレンタインデー（水郷小見川青少年自然の家主催：協力事業）新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止。
3 月	KIFA 国際交流パーティー2021 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止。
その他事業	ホームステイ受け入れサポート（令和 3 年度 実績なし）

総務研修部会

令和 3 年	
5 月 17 日（月）	正副部会長会議
6 月	理事会・定期総会（書面による開催）
7 月	香取市国際交流協会 通信 Vol.21 発行
その他事業	協会ホームページ コンテンツを随時更新

通訳ガイドボランティア部会

<p>通 年</p>	<p>通訳ガイド事業 令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、JRバス関東(株)事業が休止状態となり、通常に通訳ガイドも感染拡大防止のため休止。</p>
<p>令和3年4月 ～10月</p>	<p>市民を対象にした日常の英会話講座 Living English in Katori (4/28、5/12、5/26、6/16、6/30、7/14、7/28、9/22、10/13、10/27の全10回 会場：佐原町並み交流館</p>
<p>随 時</p>	<p>市からの通訳依頼事業 ①サイパン市との姉妹都市協定締結式(令和3年10月29日) ・協定締結式での通訳の実施。 ②水郷三都観光推進協議会バーチャルツアー(令和3年11月13日) ・水郷三都観光推進協議会主催の観光PR事業(オンライン)での通訳の実施。 ③スロバキアチームキャンプ記念銘板お披露目式(令和4年3月5日) ・オリンピックで銅メダルを獲得したスロバキアチームが香取市で事前キャンプを実施したことを記念した銘板のお披露目式でのスロバキア大使夫妻の通訳の実施。</p>
<p>その他事業</p>	<p>定例会議(月1回)</p>

議案第2号

令和3年度 香取市国際交流協会収支決算について

令和3年度の香取市国際交流協会の決算について、次のとおり報告する。

収入の部

(単位：円)

科目	節	予算額	決算額	比較増減	備考
会費	会費	385,000	295,000	△ 90,000	内訳： 個人92人（学生、過年度分を含む） 195,000円、 法人20,000円×5 = 100,000円
補助金	市補助金	700,000	476,000	△ 224,000	
寄付金		0	0	0	
基金繰入		0	0	0	
繰越金		238,030	238,030	0	前年度繰越金
雑収入		4,970	1,902	△ 3,068	イベント参加費、預金利子等
計		1,328,000	1,010,932	△ 317,068	

支出の部


(単位：円)

科目	節	予算額	決算額	比較増減	備考
事業費		1,151,100	688,616	△ 462,484	
	1. 言語学習事業	344,000	311,420	△ 32,580	日本語教室、中国語教室の開催等
	2. 交流事業	295,000	112,264	△ 182,736	英語でウォーキング、英語でクラフト等各種イベント開催
	3. 通訳ガイドボランティア事業	343,000	173,741	△ 169,259	Living Englishの開催、市及び関係機関への通訳事業等
	4. 総務研修事業	169,100	91,191	△ 77,909	会議、定期総会、会報の発行、ホームページ維持管理費等
	5. 積立金	0	0	0	
	6. 特別事業	0	0	0	
事務費		171,900	25,449	△ 146,451	
	1. 消耗品費	35,000	15,198	△ 19,802	事務用品等
	2. 印刷製本費	33,900	0	△ 33,900	
	3. 通信費	25,000	10,251	△ 14,749	郵送料（各種事業の参加者募集等）
	4. 保険料	0	0	0	
	5. 使用料及び賃借料	0	0	0	
	6. 交際費	40,000	0	△ 40,000	
	7. 旅費	8,000	0	△ 8,000	
	8. 備品購入費	30,000	0	△ 30,000	
予備費	1. 予備費	5,000	0	△ 5,000	
計		1,328,000	714,065	△ 613,935	

収入 1,010,932円 支出 714,065円 翌年度へ繰越額 296,867円

令和4年5月19日

香取市国際交流協会
会長 木内志郎 様

監事 小森 孝一  印

監事 久保 本一三  印

会計監査報告書

香取市国際交流協会規約第8条第5項の規定に基づき、当協議会にかかる予算執行の適否について会計帳簿、支払証明書、預金通帳等を照合し審査したところ、その収支は適正に処理されていることを認めます。

議案第3号

令和4年度事業計画（案）について

令和4年度 香取市国際交流協会の事業計画について、次のとおり定める。

言語学習部会

- ・ 日本語教室の開催（毎週日曜日、佐原中央公民館）
- ・ 中国語教室・太極拳教室の開催（毎週土曜日、佐原中央公民館）
- ・ 日本文化体験（日本語教室生）年2回実施
- ・ 日本語ボランティア養成講座（全8回）
- ・ KIFA国際交流パーティー2022（交流部会と合同開催）

交流部会

- ・ ホームステイ受入サポート（随時）
- ・ ホームステイ、ホームビジットボランティア（名簿の管理・諸連絡）
- ・ 英語でウォーキング（5/14・佐原の町並み五月人形巡り）
- ・ 英語でクラフト体験「切り絵」（12/10・佐原町並み交流館）
- ・ KIFA国際交流パーティー2022
- ・ 水郷小見川青少年自然の家主催イベントに協力

通訳ガイドボランティア部会

- ・ 定例会議（月1回）
- ・ 外国人観光客に対する町並み観光案内（随時）
- ・ JRセレクトバスツアー
- ・ 各種団体の活動支援、連携協力
- ・ Living English in Katori（市民・会員向けおもてなし英会話レッスン）
全11回（5/25、6/8、6/22、7/13、7/27、8/17、9/14、9/28、10/12、11/2、11/16）
- ・ 英会話研修会（通訳ガイドのスキル養成）全10回予定
- ・ 日本文化研修会
- ・ 英語でウォーキング（交流部会と合同開催）
- ・ 英語でクラフト体験「切り絵」（交流部会と合同開催）
- ・ KIFA国際交流パーティー2022（交流部会と合同開催）
- ・ 水郷小見川青少年自然の家主催イベントに協力

総務・研修部会

- ・ 香取市国際交流協会通信の発行
- ・ 正副部会長会議の開催、理事会・定期総会の開催
- ・ 会員証・ボランティア登録証の発行、台帳整理
- ・ 英文冊子作成
- ・ 合同研修会（隔年）
- ・ 各種研修会へ会員を派遣、交流団体の各種会議等への出席
- ・ KIFAホームページの管理・更新（アドレス <http://www.kifa-katori.jp/>）
- ・ KIFA国際交流パーティー2022（交流部会と合同開催）

議案第4号

令和4年度予算(案)について

令和4年度香取市国際交流協会の予算について、次のとおり定める。

収入の部

(単位:円)

科目	節	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備考
会費	会費	325,000	385,000	△ 60,000	個人115名、法人5事業所。 内訳:個人 2,000円×110= 220,000円、 学生 1,000円× 5 = 5,000円、 法人20,000円× 5 = 100,000円
補助金	市補助金	700,000	700,000	0	
寄付金		0	0	0	
基金繰入		0	0	0	
繰越金		296,867	238,030	58,837	前年度繰越金
雑収入		2,133	4,970	△ 2,837	イベント参加費、預金利子等
計		1,324,000	1,328,000	△ 4,000	

支出の部

(単位:円)

科目	節	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備考
事業費		1,190,000	1,151,100	38,900	
	1. 言語学習事業	345,000	344,000	1,000	275,000円(日本語教室、文化体験等)、70,000円(中国語教室)
	2. 交流事業	280,000	295,000	△ 15,000	165,000円(国際交流パーティーの開催)、70,000円(各種イベント開催)等
	3. 通訳ガイド ボランティア事業	355,000	343,000	12,000	135,000円(Living Englishの開催)、188,000円(外国人の町並みガイド・翻訳)等
	4. 総務研修事業	210,000	169,100	40,900	43,000円(会議、定期総会、会報の発行等)、50,000円(合同視察研修会)、57,000円(ホームページ維持管理費等)等
	5. 積立金	0	0	0	
	6. 特別事業	0	0	0	
事務費		129,000	171,900	△ 42,900	
	1. 消耗品費	30,000	35,000	△ 5,000	事務用品等
	2. 印刷製本費	30,000	33,900	△ 3,900	英語パンフレット等
	3. 通信費	25,000	25,000	0	郵送料(各種事業の参加者募集等)
	4. 保険料	0	0	0	
	5. 使用料 及び賃借料	0	0	0	
	6. 交際費	20,000	40,000	△ 20,000	関連団体の総会・懇親会負担金等
	7. 旅費	4,000	8,000	△ 4,000	
	8. 備品購入費	20,000	30,000	△ 10,000	
予備費	1. 予備費	5,000	5,000	0	
計		1,324,000	1,328,000	△ 4,000	

香取市国際交流協会役員（案）

（敬称略）

役職名	氏名	任期
会長	木内 志郎	令和4年7月25日～令和6年7月24日
副会長	栗林 利男	
〃	岡澤 美奈子	
会計	小森 哲	
〃	伊能 楯雄	
監事	小森 孝一	
〃	久保木 一三	
理事	木内 弘幸	
〃	山村 増代	
〃	加瀬 順一郎	
〃	伊能 秀明	
〃	橋本 伊作	
〃	坂本 文夫	
〃	白鳥 富士男	
〃	伊能 榮一	
〃	白木 勇	
〃	川上 みちよ	
〃	安藤 登志子	
〃	香取 理恵	
〃	石田 幹	
〃	吉川 玲子	
〃	沖 祝子	
〃	新井 勝治	

役職名	氏名	任期
理事	木村 勝子	
〃	椎名 喜予	
〃	石井 良典	
〃	篠塚 登志子	
〃	高田 剛	

役職名	氏名	備考
顧問	伊藤 友則	香取市長
〃	坂部 勝義	香取市議会議長
〃	谷田川 元	衆議院議員
〃	伊藤 和男	千葉県議会議員
〃	谷田川 充丈	千葉県議会議員

令和4年度 部会長・副部会長

(敬称略)

部会名	役職	氏名
言語学習部会	部会長	沖 祝子
	副部会長	高田 剛
交流部会	部会長	伊能 楯雄
	副部会長	川上 みちよ
	副部会長	吉川 玲子
通訳ガイドボランティア部会	部会長	岡澤 美奈子
	副部会長	安藤 登志子
総務研修部会	部会長	新井 勝治
	副部会長	篠塚 登志子

香取市国際交流協会規約

(名称)

第1条 本会は、香取市国際交流協会（以下「協会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協会は、世界に開かれたまちづくりのための国際交流事業を推進し、諸外国との相互理解、友好親善に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際交流・協力に関する事業の計画及び実施
- (2) 国際交流・協力に関する情報、資料の収集及び普及
- (3) 国際交流に関する諸団体との協力
- (4) 国内交流に関すること
- (5) 香取市国際化推進ボランティア登録制度に関すること
- (6) その他目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 協会は、第2条の目的に賛同した個人会員並びに団体会員及び法人会員をもって組織する。

2 会員となる者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

(役員)

第5条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 2名
- (4) 理事 50名以内（常任理事10名以内を含む）
- (5) 監事 2名

2 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、役員が欠けた場合における補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(顧問)

第6条 協会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

(役員選出方法)

第7条 会長、副会長及び会計（以下「三役」という。）は、総会において選任する。

2 理事及び監事は、関係団体の代表、部会の代表、その他会員の中から理事会の推薦を経て総会において選任する。常任理事は、理事の中から互選によって選出する。

(役員職務)

第8条 会長は、協会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 会計は、協会の会計を処理する。
- 4 理事（常任理事を含む）は、協会の会務を処理する。
- 5 監事は、協会の会計を監査する。

(会議)

第9条 協会の会議は、総会、理事会及び運営会議とし、議長は会長が務める。

(総会)

第10条 総会は、年1回会長が招集する。ただし、会長又は理事会が必要と認めるときは、臨時に総会を開催することができる。

- 2 総会に付議する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 事業計画及び事業報告
 - (2) 予算及び決算
 - (3) 規約の改正
 - (4) 役員を選任
 - (5) その他会長が必要と認める事項
- 3 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会)

第11条 理事会は、三役及び理事をもって構成し、会長が招集する。

- 2 理事会において審議する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 総会に付議する事項
 - (2) 総会運営の基本に関わる事項
 - (3) 会長が特に必要と認める事項
- 3 前条第3項の規定は、理事会について準用する。

(運営会議)

第12条 事業活動を円滑に推進するため、運営会議を置くことができる。

- 2 運営会議は会長、副会長、会計、常任理事及び部会長、副部会長をもって構成する。
- 3 運営会議で決定する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 事業計画及び予算に基づく協会の具体的事業の執行に関すること
 - (2) 各部会間の活動調整に関すること
 - (3) その他理事会に付議する必要のない事項

(部会)

第13条 会長は、協会の事業活動を円滑に運営するため、理事会の同意を得て、協会に次の部会を置くことができる。

- (1) 言語学習部会
- (2) 交流部会

(3) 総務・研修部会

(4) 通訳ガイドボランティア部会

- 2 部会は、協会事業の具体化のため、各々の所管に基づき、企画立案及び実施にあたる。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、理事の中から会長が任命する。
- 4 部会は、部会長が会員の中から任命する者をもって構成する。
- 5 部会長は、必要に応じ部会に特別委員会を設けることができる。
- 6 部会は、部会長が必要に応じ招集し、会議の議長となる。

(経費)

第14条 協会の経費は、会費、寄附金及び補助金その他の収入をもってあてる。

(会費)

第15条 協会の会費は、次の各号に掲げるとおりとする。

- | | | |
|---------------|----|---------|
| (1) 個人会員 | 年額 | 2,000円 |
| (2) 法人会員・団体会員 | 年額 | 20,000円 |
| (3) 学生 | 年額 | 1,000円 |

(会計年度)

第16条 協会の会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

(事務局)

- 第17条 協会の事務を行うため、事務局を設置する。
- 2 事務局は、局長その他の職員をもって構成する。
 - 3 事務局の職員は、会長が任命する。

(委任)

第18条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成16年3月29日から施行する。

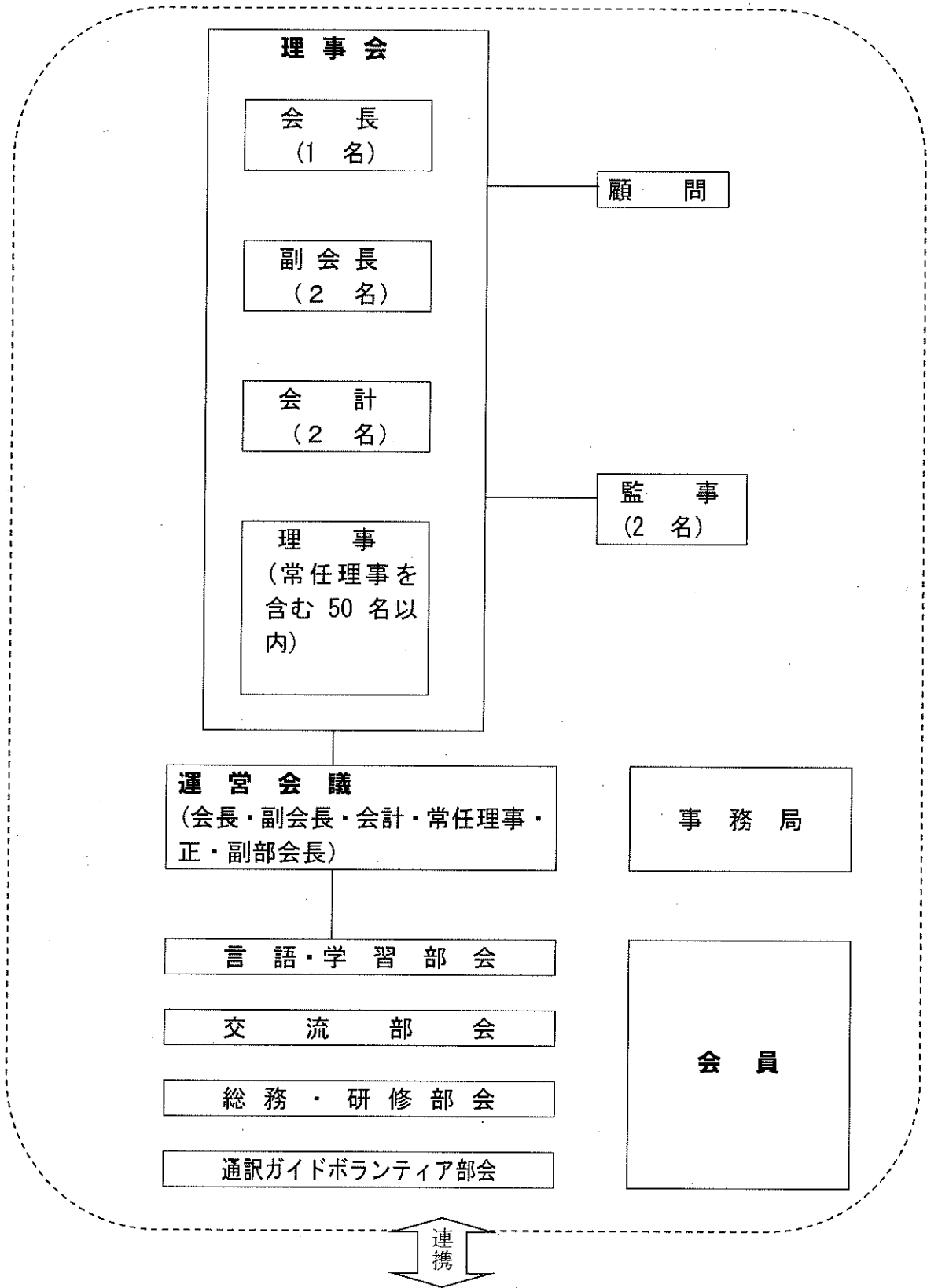
附 則

この規約は、平成18年3月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年7月12日から施行する。

香取市国際交流協会組織図



香取市国際化推進ボランティア登録者